

人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会  
「水道事業の広域連携」作業部会 状況報告

令和 2 年 3 月 6 日

### 1 作業部会設置の目的（ねらい）

水道事業については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境の厳しさが増しており、経営健全化が一層求められていることから、抜本的な改革のひとつとして、広域連携について検討を行う。

### 2 これまでの活動実績

平成 28 年 1 月 9 日の総会において作業部会を設置した。

回	年月日	主な活動（協議）内容
第 1 回	平成 29 年 2 月 10 日	(1) 水道事業の広域連携に向けた調査結果の報告 ～アンケート調査・共同委託可能性調査 (2) 活動方針の提案 ～事務の共同実施・施設の共同利用
第 2 回	平成 29 年 6 月 2 日	(1) 総務省地方公営企業等経営アドバイザーによる講演 ～水道事業経営の危機と広域連携 (2) 活動計画の提案等 ～事務の共同実施の検討方法、改正水道法案を始めとする国の施策の動向等
—	平成 30 年 1 月 9 日～ 7 月 31 日 (個別協議)	(1) 個別訪問による現状の課題整理や連携の可能性についての意見交換、協議 (2) 技術的支援の方策についての意見交換、協議
第 3 回	平成 30 年 6 月 1 日	(1) 「個別協議」の経過報告 ～課題、連携の意向、意見交換等 (2) 「水道事業の統合と施設の再構築に関する調査」の結果報告 ～全県をブロックごとに分け、施設の共同化や管理の一体化の可能性等を示す (3) 今後の検討計画 ～ (2) の調査結果等を踏まえた意向調査の実施
第 4 回	令和 2 年 2 月 25 日	(1) 「秋田県水道ビジョン」の改訂方針、「水道広域化推進プラン」の策定方針等について説明 (2) 水道情報活用システム、水道事業コンセッション方式等に関する情報提供

### 3 今後の活動予定

これまで一部地域での「共同委託可能性調査」や、全市町村に対する「個別協議」等の活動を行ってきたが具体的な連携には至っていない。一方、今後の県内における広域連携の姿等を検討する「水道広域化推進プラン」を国が県に対し令和 4 年度末まで策定するよう方針を示しており、改めて全市町村を対象として事務の共同実施や施設の共同利用等についての検討、研究が必要となっている。

令和 2 年度に改訂される秋田県水道事業ビジョンで示される広域連携に関する方針に基づき「水道広域化推進プラン」を作成するとともに、広域連携の具体化に向けて引き続き研究、調整を行っていく。